

官報

號外 昭和十三年二月一日

民事訴訟法中改正法律案

外國裁判所ノ囑託ニ因ル共助法中改正法
律案

○第七十三回貴族院議事速記録第七號

昭和十三年一月三十一日(月曜日)午前十時
二十七分開議

議事日程 第七號

昭和十三年一月三十一日

午前十時開議

第一 國務大臣ノ演説ニ關スル件(第六
回)

第二 有限會社法案(政府提出)

第一讀會

第三 昭和十二年法律第九十二號中改
正法律案(政府提出)

第一讀會

○副議長(侯爵佐佐木行忠君)

報告ヲ致サ
セマス

〔石橋書記官朗讀〕

去ル二十八日本院ニ於テ可決シタル左ノ政
府提出案ハ即日裁可ヲ奏請シ又可決ノ旨ヲ
衆議院ニ通知セリ

昭和十二年度歳入歳出總豫算追加案(第
一號)
同日分科會ニ於テ當選シタル正副主査ノ氏
名左ノ如シ

豫算委員會

第一分科

主査 子爵前田 利定君
副主査 男爵矢吹 省三君

一昨二十九日政府ヨリ左ノ議案ヲ提出セリ
民法中改正法律案

第二分科
主査 子爵渡邊 千冬君
副主査 松村 義一君

第三分科

主査 伯爵橋本 實斐君
副主査 男爵大森 佳一君

第四分科

主査 子爵井上匡四郎君
副主査 男爵菊池 武夫君

第五分科

主査 松村眞一郎君
副主査 子爵織田 信恒君

第六分科

主査 男爵松田 正之君
副主査 子爵松平 康春君

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 御異議ナイ
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕
○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 日程ノ順序
ヲ變更シテ日程第一ヲ後ニ廻シ、日程第二、
第三ヲ順次議題トナスコトニ御異議ゴザイ
マセヌカ

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 御異議ナイ
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕
○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 御異議ナイ
ト認メマス

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 御異議ナイ
ト認メマス

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 日程第一有
限會社法案、政府提出、第一讀會、久山司
法政務次官

〔左ノ議案ハ朗讀ヲ經サルモ參照
ノタメ茲ニ載錄ス以下之ニ倣フ〕

第一條 本法ニ於テ有限會社トハ商行為
其ノ他ノ營利行為ヲ爲スラ業トスル目
的ヲ以テ本法ニ依リ設立シタル社團ヲ
謂フ

有限會社ハ之ヲ法人トス

第二條 有限會社ハ商行為ヲ爲スラ業ト
セザルモ之ヲ商人ト看做ス

第三條 有限會社ノ商號中ニハ有限會社
ナル文字ヲ用フルコトヲ要ス

右
有限會社法案

勅旨ヲ奉ジ帝國議會ニ提出ス

昭和十三年一月二十六日

司法大臣 公爵近衛 文麿
鹽野 季彥

第一章 總則

第二章 設立

第三章 社員ノ權利義務

第四章 會社ノ管理

第五章 定款ノ變更

第六章 合併及組織變更

第七章 解散

第八章 外國會社

第九章 罰則

第十章 雜則

附則

第一章 總則

第一條 本法ニ於テ有限會社トハ商行為

其ノ他ノ營利行為ヲ爲スラ業トスル目

的ヲ以テ本法ニ依リ設立シタル社團ヲ

謂フ

有限會社ハ之ヲ法人トス

第二條 有限會社ハ商行為ヲ爲スラ業ト

セザルモ之ヲ商人ト看做ス

有限會社ニ非ザル者ハ商號中ニ有限會

社タルコトヲ示スベキ文字ヲ用フルコ

トヲ得ズ有限會社ノ營業ヲ讓受ケタル

トキト雖モ亦同ジ

第四條 商法第五十四條第二項、第五十

五條及第五十七條乃至第六十一條ノ規

定ハ有限會社ニ之ヲ準用ス

第二章 設立

第五條 有限會社ヲ設立スルニハ定款ヲ

作ルコトヲ要ス

商法第一百六十七條ノ規定ハ有限會社ニ

之ヲ準用ス

第六條 定款ニハ左ノ事項ヲ記載シ各社

員之署名スルコトヲ要ス

一 目的

二 商號

三 資本ノ總額

四 出資一口ノ金額

五 社員ノ氏名及住所

六 各社員ノ出資ノ口數

七 本店及支店ノ所在地

第七條 左ノ事項ハ之ヲ定款ニ記載スル

ニ非ザレバ其ノ效力ヲ有セズ

一 存立時期又ハ解散ノ事由

二 現物出資ヲ爲ス者ノ氏名、出資ノ

目的タル財產、其ノ價格及之ニ對シ
テ與フル出資口數

三 會社ノ成立後ニ讓受クルコトヲ約
シタル財產、其ノ價格及讓渡人ノ氏
名

四 會社ノ負擔ニ歸スベキ設立費用

第八條 社員ノ總數ハ五十人ヲ超ユルコ

トヲ得ズ但シ特別ノ事情アル場合ニ於

テ裁判所ノ認可ヲ得タルトキハ此ノ限

ニ在ラズ

前項ノ規定ハ遺產相續又ハ遺贈ニ因リ

社員ノ數ニ變更ヲ生ズル場合ニハ之ヲ

適用セバ

第九條 資本ノ總額ハ一萬圓ヲ下ルコト

ヲ得ズ

第十條 出資一口ノ金額ハ均一トシ百圓

ヲ下ルコトヲ得ズ

第十一條 定款ヲ以テ取締役ヲ定メザルト

キハ會社成立前社員總會ヲ開キ之ヲ選

任スルコトヲ要ス

前項ノ社員總會ハ各社員之ヲ招集スル

コトヲ得

第十二條 取締役ハ社員ヲシテ出資全額

ノ拂込又ハ現物出資ノ目的タル財產全

部ノ給付ヲ爲サシムルコトヲ要ス

商法第一百七十二條但書ノ規定ハ前項ノ

場合ニ之ヲ準用ス

第十三條 有限會社ノ設立ノ登記ハ前條

ノ拂込又ハ給付アリタル日ヨリ二週間

内ニ之ヲ爲スコトヲ要ス

前項ノ登記ニ在リテハ左ノ事項ヲ登記

スルコトヲ要ス

一 第六條第一號乃至第四號ニ掲グル

事項

二 本店及支店

三 存立時期又ハ解散ノ事由ヲ定メタ

四 取締役ノ氏名及住所

五 取締役ニシテ會社ヲ代表セザル者

アルトキハ會社ヲ代表スペキ者ノ氏

名

六 數人ノ取締役ガ共同シ又ハ取締役

ガ支配人ト共同シテ會社ヲ代表スペ

キコトヲ定メタルトキハ其ノ規定

七 監査役アルトキハ其ノ氏名及住所

ノ規定ハ依ル制限ヲ超ユル場合ニ於テ

ハ遺贈ノ場合ヲ除クノ外其ノ讓渡ヲ無

效トス

社員相互間ノ持分ノ讓渡ニ付テハ第一

項目ノ規定ニ拘ラズ定款ヲ以テ別段ノ定

ヲ爲スコトヲ得

第二十條 持分ノ移轉ハ取得者ノ氏名及

住所並ニ移轉スル出資口數ヲ社員名簿

ニ記載スルニ非ザレバ之ヲ以テ會社其

ノ他ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

第二十一條 有限會社ハ持分ニ付指圖式

又ハ無記名式ノ證券ヲ發行スルコトヲ

得ズ

第二十二條 商法第二百三條ノ規定ハ持

分ガ數人ノ共有ニ屬スル場合ニ之ヲ準

用ス

第二十三條 持分ハ之ヲ以テ質權ノ目的

ト爲スコトヲ得

第十九條第一項及第二十條ノ規定ハ持

分ノ質入ニ之ヲ準用ス

第二十四條 商法第二百八條第一項、第

二百九條第一項第二項、第二百十條、

第三百一條及第二百十二條第一項ノ

規定ハ社員ノ持分ニ之ヲ準用ス

商法第二百二十四條第一項及第二項ノ

規定ハ社員ニ對スル通知又ハ催告ニ之

員總會ノ決議アルトキニ限リ其ノ持分

ノ全部又ハ一部ヲ他人ニ讓渡スコトヲ

得但シ定款ヲ以テ讓渡ノ制限ヲ加重ス

ルコトヲ妨ゲズ

讓渡ニ因リ社員ノ總數ガ第八條第一項

ノ規定ニ依ル制限ヲ超ユル場合ニ於テ

ハ遺贈ノ場合ヲ除クノ外其ノ讓渡ヲ無

效トス

社員相互間ノ持分ノ讓渡ニ付テハ第一

項目ノ規定ニ拘ラズ定款ヲ以テ別段ノ定

ヲ爲スコトヲ得

第二十條 持分ノ移轉ハ取得者ノ氏名及

住所並ニ移轉スル出資口數ヲ社員名簿

ニ記載スルニ非ザレバ之ヲ以テ會社其

ノ他ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

第二十一條 有限會社ハ持分ニ付指圖式

又ハ無記名式ノ證券ヲ發行スルコトヲ

得ズ

第二十二條 商法第二百三條ノ規定ハ持

分ガ數人ノ共有ニ屬スル場合ニ之ヲ準

用ス

第二十三條 持分ハ之ヲ以テ質權ノ目的

ト爲スコトヲ得

第十九條第一項及第二十條ノ規定ハ持

分ノ質入ニ之ヲ準用ス

第二十四條 商法第二百八條第一項、第

二百九條第一項第二項、第二百十條、

第三百一條及第二百十二條第一項ノ

規定ハ社員ノ持分ニ之ヲ準用ス

商法第二百二十四條第一項及第二項ノ

規定ハ社員ニ對スル通知又ハ催告ニ之

ヲ準用ス

第四章 會社ノ管理

第二十五條 有限會社ニハ一人又ハ數人

ノ取締役ヲ置クコトヲ要ス

第二十六條 取締役數人アル場合ニ於テ

定款ニ別段ノ定ナキトキハ會社ノ業務

執行ハ取締役ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス

支配人ノ選任及解任亦同ジ

第二十七條 取締役ハ會社ヲ代表ス

第二十八條 取締役ハ定款及社員總會ノ

議事錄ヲ本店及支店ニ、社員名簿ヲ本

店ニ備置クコトヲ要ス

社員名簿ニハ社員ノ氏名及住所並ニ其

ノ出資ノ口數ヲ記載スルコトヲ要ス

社員及會社ノ債權者ハ營業時間内何時

ニテモ第一項ニ掲タル書類ノ閲覽ヲ求

ムルコトヲ得

第二十九條 取締役ハ社員總會ノ認許ア

ルニ非ザレバ自己若ハ第三者ノ爲ニ會

社ノ營業ノ部類ニ屬スル取引ヲ爲シ又

ハ同種ノ營業ヲ目的トスル他ノ會社ノ

無限責任社員若ハ取締役ト爲ルコトヲ

得ズ

取締役ガ前項ノ規定ニ違反シテ自己ノ

爲ニ取引ヲ爲シタルトキハ會社ノ總會ハ

之ヲ以テ會社ノ爲ニ爲シタルモノト看

做スコトヲ得

前項ニ定ムル權利ハ監査役アルトキハ

監査役ノ一人、監査役ナキトキハ他ノ

取締役ノ一人ガ其ノ取引ヲ知リタル時

ヨリ二月間之ヲ行使セザルトキハ消滅

ス取引ノ時ヨリ一年ヲ經過シタルトキ

亦同ジ

第三十條 取締役ハ監査役アルトキハ其

ノ承認、監査役ナキトキハ會社ノ業務

ノ場合ニ於テハ民法第百八條ノ規定ヲ

認許ヲ得タルトキニ限り自己又ハ第三

者ノ爲ニ會社ト取引ヲ爲スコトヲ得此

適用セズ

第三十一條 社員總會ニ於テ取締役ニ對

シテ訴ヲ提起スルコトヲ否決シタル場

合ニ於テ資本ノ十分ノ一以上ニ當ル出

資口數ヲ有スル社員ガ訴ノ提起ヲ會社

ニ請求シタルトキハ會社ハ請求ノ日ヨ

リ一月内ニ之ヲ提起スルコトヲ要ス

前項ノ規定ハ定款ヲ以テ別段ノ定ヲ爲

スコトヲ妨げズ

第三十二條 商法第二百五十四條、第二

百五十七條、第二百五十八條、第二百

六十一條、第二百六十二條、第二百六

十六條、第二百六十七條、第二百六十

八條第二項乃至第五項及第二百六十九

條乃至第二百七十二條ノ規定ハ取締役

得ズ

ニ之ヲ準用ス

第三十三條 有限會社ハ定款ニ依リ一人

又ハ數人ノ監査役ヲ置クコトヲ得

第十一條ノ規定ハ定款ニ於テ監査役ヲ

置クコトヲ定メタル場合ニ之ヲ準用ス

第三十四條 第三十一條並ニ商法第二百

五十四條、第二百五十七條、第二百五

十八條、第二百六十六條、第二百六十

七條、第二百六十八條第二項乃至第五

項、第二百六十九條、第二百七十條、

第二百七十二條及第二百七十四條乃至

第二百七十八條ノ規定ハ監査役ニ之ヲ

準用ス

第三十五條 社員總會ハ本法ニ別段ノ定

アル場合ヲ除クノ外取締役之ヲ招集ス

第三十六條 總會ヲ招集スルニハ會日ヨ

リ一週間前ニ各社員ニ對シテ其ノ通知

ヲ發スルコトヲ要ス但シ此ノ期間ハ定

款ヲ以テ之ヲ短縮スルコトヲ妨げズ

第三十七條 資本ノ十分ノ一以上ニ當ル

出資口數ヲ有スル社員ハ會議ノ目的タ

ル事項及招集ノ理由ヲ記載シタル書面

ヲ取締役ニ提出シテ總會ノ招集ヲ請求

スルコトヲ得

第三十一條第二項及商法第二百三十七

條第二項第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ

之ヲ準用ス

第三十八條 總會ハ總社員ノ同意アルト

キハ招集ノ手續ヲ經ズシテ之ヲ開クコ

トヲ得

第三十九條 各社員ハ出資一口ニ付一個

ノ議決權ヲ有ス但シ定款ヲ以テ議決權

ノ數ニ付別段ノ定ヲ爲スコトヲ妨げズ

第四十條 有限會社ガ左ノ行爲ヲ爲スニ

ハ第四十八條ニ定ムル決議ニ依ルコト

ヲ要ス

一 营業ノ全部又ハ一部ノ讓渡

二 营業全部ノ賃貸、其ノ經營ノ委任、

他人ト營業上ノ損益全部ヲ共通ニス

ル契約其ノ他之ニ準ズル契約ノ締結、

變更又ハ解約

三 他ノ會社ノ營業全部ノ讓受

四 取締役又ハ監査役ノ任務懈怠ニ因

ル責任ノ免除

第三十一條ノ規定ハ前項第四號ノ決議

アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第一項ノ規定ハ有限會社ガ其ノ成立後

二年内ニ其ノ成立前ヨリ存在スル財產

ニシテ營業ノ爲ニ繼續シテ使用スベキ

モノヲ資本ノ二十分ノ一以上ニ當ル對

價ヲ以テ取得スル契約ヲ爲ス場合ニ之

ヲ準用ス

第四十一條 商法第二百三十四條乃至第

二百三十六條、第二百三十八條、第二

百三十九條第一項第三項第四項、第二

百四十條、第二百四十一條第二項、第二

二百四十三條、第二百四十四條及第二

百四十七條乃至第二百五十三條ノ規定

ハ社員總會ニ之ヲ準用ス

第四十二條 總會ノ決議ヲ爲スベキ場合

ニ於テ總社員ノ同意アルトキハ書面ニ

依ル決議ヲ爲スコトヲ得

決議ノ目的タル事項ニ付總社員ガ書面

ヲ以テ同意ヲ表シタルトキハ書面ニ依

ル決議アリタルモノト看做ス

書面ニ依ル決議ハ總會ノ決議ト同一ノ

效力ヲ有ス

總會ニ關スル規定ハ書面ニ依ル決議ニ

之ヲ準用ス

第四十三條 取締役ハ毎決算期ニ左ノ書

類ヲ作ルコトヲ要ス

一 財產目錄

二 貸借對照表

三 營業報告書

四 損益計算書

五 準備金及利益ノ配當ニ關スル議案

監査役アルトキハ取締役ハ定時總會ノ會日ヨリ一週間前ニ前項ノ書類ヲ監査役ニ提出スルコトヲ要ス

第四十四條 利益ノ配當ハ定款ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外出資ノ口數ニ應ジテ之ヲ爲ス

第四十五條 有限會社ノ業務ノ執行ニ關シ不正ノ行爲又ハ法令若ハ定款ニ違反スル重大ナル事實アルコトヲ疑フベキ事由アルトキハ資本ノ十分ノ一以上ニ當ル出資口數ヲ有スル社員ハ會社ノ業務及財產ノ狀況ヲ調査セシムル爲裁判所ニ検査役ハ其ノ調查ノ結果ヲ裁判所ニ報告スルコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ監査役アルトキハ監査役、監査役ナキトキハ取締役ヲシテ社員總會ヲ招集セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ商法第百八十一條第二項及第

百八十四條第二項ノ規定ヲ準用ス

第四十六條 商法第一百八十二條、第二百八十三條第一項、第二百八十四條乃至第二百八十六條、第二百八十八條第一項、第二百八十九條及第二百九十條ノ規定ハ有限會社ノ計算ニ之ヲ準用ス

商法第二百九十五條ノ規定ハ有限會社ト使用人トノ間ノ雇傭關係ニ基キ生ジタル債權ニ之ヲ準用ス

第五章 定款ノ變更

第四十七條 定款ノ變更ヲ爲スニハ社員總會ノ決議アルコトヲ要ス

第四十八條 前條ノ決議ハ總社員ノ半數以上ニシテ總社員ノ議決權ノ四分ノ三以上ヲ有スル者ノ同意ヲ以テ之ヲ爲ス前項ノ規定ノ適用ニ付テハ議決權ヲ行使スルコトヲ得ザル社員ハ之ヲ總社員ノ數ニ、其ノ行使スルコトヲ得ザル議決權ハ之ヲ議決權ノ數ニ算入セズ

第四十九條 左ノ事項ハ定款ニ別段ノ定ナキトキト雖モ資本増加ノ決議ニ於テ之ヲ定ムルコトヲ得

一 現物出資ヲ爲ス者ノ氏名、出資ノ目的タル財產、其ノ價格及之ニ對シテ與フル出資口數

二 資本ノ增加後ニ讓受クルコトヲ約シタル財產、其ノ價格及讓渡人ノ氏名

三 增加スル資本ニ付出资ノ引受ヲ爲ス權利ヲ與フベキ者及其ノ權利ノ内

ノ持分ニ應ジテ出資ノ引受ヲ爲ス權利ヲ有ス但シ前二條ノ決議ニ依リ別段ノ定ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第五十二條 資本增加ノ場合ニ於テ出資額書面ニ其ノ引受クベキ出資ノ口數及住所ヲ記載シ之ニ署名スルコトヲ要ス

有限會社ハ廣告其ノ他ノ方法ニ依リ引受人ヲ公募スルコトヲ得ズ

第五十三條 有限會社ハ出資全額ノ拂込又ハ現物出資ノ目的タル財產ノ給付アリタル日ヨリ本店ノ所在地ニ於テハ二週間、支店ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ資本增加ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス

前項ノ登記ニ在リテハ左ノ事項ヲ登記スルコトヲ要ス

一 增加シタル資本ノ額

二 資本增加ノ決議ノ年月日

第五十四條 第四十九條第一號及第二號ノ財產ノ資本增加當時ニ於ケル實價ガ資本增加ノ決議ニ依リ定メタル價格ニ著シク不足スルトキハ其ノ決議ニ同意シタル社員ハ會社ニ對シ連帶シテ其ノ不足額ヲ支拂フ義務ヲ負フ

第五十五條 引受ナキ出資又ハ出資全額ノ拂込若ハ現物出資ノ目的タル財產ノ給付ノ未濟ナル出資アルトキハ取締役及監査役ハ連帶シテ其ノ引受ヲ爲シ又ハ拂込若ハ給付未濟財產ノ價格ノ支拂ヲ爲ス義務ヲ負フ

第五十六條 第十六條ノ規定ハ前二條ノ前項ノ場合ニ於テ合併後存續スル會社

ノ持分ニ應ジテ出資ノ引受ヲ爲ス權利利

ヲ有ス但シ前二條ノ決議ニ依リ別段ノ定ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第五十七條 第十二條及第四十條第三項並ニ商法第二百條第二項、第三百五十二條、第三百五十八條第一項、第三百七十三條第一項及第三百七十四條ノ規定

七十一條、第三百七十二條、第三百七十八條、商法第三百七十六條第一項第二項、第三百七十九條第一項第二項、第三百八十八條ノ規定ハ資本減少ノ場合ハ資本增加ノ場合ニ之ヲ準用ス

第五十八條 商法第三百七十六條第一項第二項、第三百七十九條第一項第二項、第三百八十八條ノ規定ハ資本減少ノ場合ニ之ヲ準用ス

第五十九條 有限會社ハ他ノ有限會社ト合併ヲ爲スコトヲ得但シ合併後存續スル會社又ハ合併ニ因リテ設立スル會社ハ有限會社ナルコトヲ要ス

第六章 合併及組織變更

第七十條 有限會社ト合併後存續スル會社又ハ合併ニ因リテ設立スル會社ハ前項ノ規定ニ依リ合併ヲ爲スニ

ハ第四十八條ニ定ムル決議アルコトヲ要ス

合併ニ因リテ會社ヲ設立スル場合ニ於テハ定款ノ作成其ノ他設立ニ關スル行為ハ各會社ニ於テ選任シタル設立委員共同シテ之ヲ爲スコトヲ要ス

第四十八條ノ規定ハ前項ノ選任ニ之ヲ準用ス

第六十條 有限會社ハ株式會社ト合併ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ合併ヲ爲ス株式會社又ハ合併ニ因リテ設立スル株式會社ニ關シテハ商法ノ規定ニ從フコトヲ要ス

又ハ合併ニ因リテ設立スル會社ガ株式會社ナルトキハ合併ハ裁判所ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ有セズ。合併ヲ爲ス會社ノ一方ガ社債ノ償還ヲ完了セザル株式會社ナルトキハ合併後存續スル會社又ハ合併ニ因リテ設立スル會社ハ有限會社タルコトヲ得ズ。前條第二項乃至第四項ノ規定ハ第一項ノ規定ニ依ル合併ノ場合ニ之ヲ準用ス。第六十一條 前條第一項ノ場合ニ於テ合併後存續スル會社又ハ合併ニ因リテ設立スル會社ガ有限會社ナルトキハ商法第一百八條第一項ノ規定ハ從前ノ株式ヲ目的トスル質權ニ之ヲ準用ス。前項ノ場合ニ於テハ質權ノ目的タル持分ニ付出资口數並ニ質權者ノ氏名及住所ヲ社員名簿ニ記載スルニ非ザレバ其ノ質權ヲ以テ會社共ノ他ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ。

第六十二條 有限會社ガ合併ヲ爲シタルトキハ第六十三條ニ於テ準用スル商法第四百二十二條又ハ第四百三十三條ノ規定ニ依ル社員總會ノ終結ノ日ヨリ本店ノ所在地ニ於テハ二週間、支店ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ合併後存續スル有限會社ニ付テハ變更ノ登記、合併ニ因リテ消滅スル有限會社ニ付テハ解散ノ登記、合併ニ因リテ設立シタル有限會社ニ付テハ第十三條第二項ニ定ムル登記ヲ爲スコトヲ要ス。

第六十四條 株式會社ハ總株主ノ一致ニ依ル總會ノ決議ヲ以テ其ノ組織ヲ變更シテ之ヲ株式會社ト爲スコトヲ得ズ。前項ノ場合ニ於テハ會社ニ現存スル純資本額ヨリ多キ金額ヲ以テ現存スル純財產額ヨリ多キ金額ヲ以テ資本ノ總額ト爲スコトヲ得ズ。第一項ノ決議ニ於テハ定款其ノ他組織ノ變更ニ必要ナル事項ヲ定ムルコトヲ要ス。

第六十五條 前條ノ組織變更ノ場合ニ於テ會社ニ現存スル純財產額ガ資本ノ總額ニ不足スルトキハ前條第一項ノ決議當時ノ取締役、監査役及株主ハ會社ニ對シ連帶シテ其ノ不足額ヲ支拂フ義務ヲ負フ。

第六十六條 株式會社ガ第六十四條ノ規定ニ依リ其ノ組織ヲ變更シタルトキハアル場合ヲ除クノ外何時ニテモ社員總會テ之ヲ社員ニ分配スルコトヲ要ス。

第六十七條 有限公司ハ存續スルコトヲ得ズ。前項第一項第一號又ハ第二號付テハ解散ノ登記、有限會社ニ付テハ

九十九條、第一百條、第二百一條乃至第二百八十九條乃至第四百十條、第四百二條、第四百十三條及第四百十五條ノ規定ハ有限會社ニ之ヲ準用ス。第六十八條 商法第九十九條及第一百條ノ規定ハ第六十四條及前條並ニ商法第二百九條ノ規定ハ第一項ノ組織變更ノ場合ニ之ヲ準用ス。

第六十九條 有限公司ハ左ノ事由ニ因リテ解散ス。

一 存立時期ノ満了其ノ他定款ニ定メタル事由ノ發生

二 社員總會ノ決議

三 會社ノ合併

四 營業全部ノ讓渡

五 社員ガ一人ト爲リタルコト

六 會社ノ破産

七 解散ヲ命ズル裁判

第六十條 前項第二號ノ決議ハ第四十八條ノ規定ニ依ルニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ。第六十一條 前項第一號又ハ第二號付テハ解散ノ登記、有限會社ニ付テハ

第十三條第二項ニ定ムル登記ヲ爲スコトヲ要ス。

第六十二條 有限公司ハ本店ノ所在地ニ於テ解散ノ登記ヲ爲シタル後ト雖モ前條ノ規定ニ從ヒテ會社ニ繼續スルコトヲ妨げズ此ノ場合ニ於テハ本店ノ所在地ニ於テハ二週間、支店ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ繼續スルコトヲ得。第七十一條 有限公司ハ本店ノ所在地ニ於テ解散ノ登記ヲ爲シタル後ト雖モ前條ノ規定ニ從ヒテ會社ニ繼續スルコトヲ妨げズ此ノ場合ニ於テハ本店ノ所在地ニ於テハ二週間、支店ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ繼續スルコトヲ得。

第六十三條 有限公司ハ第四十八條ニ定ムル場合ニ於テハ第四十八條ニ定ムル決議ニ依リテ會社ヲ繼續スルコトヲ得。前條第一項第五號ノ場合ニ於テハ新ニ社員ヲ加入セシメテ會社ヲ繼續スルコトヲ得。

第六十四條 有限公司ハ存續スルコトヲ得。前項第一項第一號又ハ第二號付テハ解散ノ登記、有限會社ニ付テハ

百二十八條、第二百二十九條第二項第三項、第二百三十一條、第二百三十四條、第四十條乃至第二百四十二條、第四百十八條乃至第四百二十四條及第四百二十七條乃至第四百二十九條ノ規定ハ有限會社ニ之ヲ準用ス

第二十八條、第三十條、第三十一條、第三十五條及第四十條第一項第四號第二項竝ニ商法第二百三十六條乃至第二百三十八條、第二百四十四條第二項、第二百四十七條、第一百四十九條、第二百五十四條第二項、第二百五十八條、第二百六十一條、第二百六十六條、第二百六十七條、第二百六十八條第二項乃至第五項、第二百六十九條乃至第二百七十二條、第二百七十四條乃至第二百七十八條、第二百八十二條、第二百八十三條第一項及第二百八十四條ノ規定ハ清算人ニ之ヲ準用ス

第八章 外國會社
第七十六條 商法第四百七十九條乃至第二百八十二條、第四百八十四條及第四百八十五條ノ規定ハ有限會社ト同種ノ又ハ之ニ類似スル外國會社ニ之ヲ準用ス

第九章 罰則
第七十七條 取締役、監査役又ハ第三十二條若ハ第三十四條ニ於テ準用スル商法第二百五十八條第二項、第二百七十條第一項若ハ第二百七十二條第一項ノ職務代行者若ハ支配人其ノ他營業ニ關

スル或種類若ハ特定ノ事項ノ委任ヲ受ケタル使用人自己若ハ第三者ヲ利シ又ハ會社ヲ害セントヲ圖リテ其ノ任務ニ背キ會社ニ財產上ノ損害ヲ加ヘタルトキハ五年以下ノ懲役又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

第五十九條第三項若ハ第六十條第四項ノ設立委員、第六十條第一項ノ規定ニ依リ從フベキ商法第五十六條第三項ノ設立委員、清算人又ハ第七十五條第二項ニ於テ準用スル商法第二百五十八條第二項、第二百七十條第一項若ハ第二百七十二條第一項若ハ第二百八十條第一項ノ職務代行者前項ニ掲グル行爲ヲ爲シタルトキ亦前項ニ同ジ

前二項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第七十八條 前條第一項ニ掲グル者ハ左ノ場合ニ於テハ三年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 會社ノ設立又ハ資本増加ノ場合ニ於テ出資總口數ノ引受、出資ノ拂込

若ハ現物出資ノ給付ニ付又ハ第七條第一號乃至第四號若ハ第四十九條第一號第二號ニ付裁判所

ニ對シ不實ノ申述ヲ爲シ又ハ事實ヲ隠蔽シタルトキ

二 何人ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ會社ノ計算ニ於テ不正ニ其ノ持分ヲ取

得シ又ハ質權ノ目的トシテ之ヲ受ケタルトキ

三 法令又ハ定款ノ規定ニ違反シテ利

益ノ配當ヲ爲シタルトキ

四 會社ノ營業ノ範圍外ニ於テ投機取引ノ爲シ會社財產ヲ處分シタルトキ

有限會社ノ取締役、監査役若ハ第三十二條若ハ第三十四條ニ於テ準用スル商法第二百五十八條第二項、第二百七十二條第一項若ハ第二百七十二條第一項ノ規定ニ依ル議決權ノ行使又ハ同條第二項ノ規定ニ依ル同意ノ表示

ノ行使、第四十二條第一項ノ規定ニ依ル議決權ノ行使又ハ同條第二項ノ規定ニ依ル同意ノ表示

十分ノ一以上ニ當ル出資口數ヲ有スル社員ノ權利ノ行使

前項ノ利益ヲ供與シ又ハ其ノ申込若ハ約束ヲ爲シタル者亦前項ニ同ジ

前項ノ利益ヲ供與シ又ハ其ノ申込若ハ約束ヲ爲シタル者亦前項ニ同ジ

約束ヲ爲シタル者亦前項ニ同ジ

第八十三條 第八十一條第一項又ハ前條第一項ノ場合ニ於テ犯人ノ收受シタル利益ハ之ヲ沒收ス其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハザルトキハ其ノ價額ヲ追徴ス

第八十四條 第八十一條第二項又ハ第八十二條第二項ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

第八十五條 第七十七條第一項若ハ第二項ニ掲グル者、外國會社ノ代表者、検査役又ハ支配人ハ左ノ場合ニ於テハ五千圓以下ノ過料ニ處ス但シ其ノ行為ニ付刑ヲ科スベキトキハ此ノ限ニ在ラズ

一本法ニ定ムル登記ヲ爲スコトヲ意

リタルトキ

前項ノ利益ヲ供與シ又ハ其ノ申込若ハ

約束ヲ爲シタル者亦前項ニ同ジ

第八十二條 左ニ掲グル事項ニ關シ不正ノ請託ヲ受ケ財產上ノ利益ヲ收受シ、要求シ又ハ約束シタルトキハ三年以下ノ懲役又ハ一千圓以下ノ罰金ニ處ス

第八十二條 左ニ掲グル事項ニ關シ不正ノ請託ヲ受ケ財產上ノ利益ヲ收受シ、要求シ又ハ約束シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ一千圓以下ノ罰金ニ處ス

コトヲ忘リ又ハ不正ノ公告若ハ通知

ヲ爲シタルトキ

三 本法ニ違反シ正當ノ事由ナクシテ

書類ノ閲覽又ハ其ノ謄本若ハ抄本ノ

交付ヲ拒ミタルトキ

四 本法ニ定ムル調査ヲ妨ゲタルトキ

官廳又ハ社員總會ニ對シ不實ノ申

述ヲ爲シ又ハ事實ヲ隱蔽シタルトキ

六 第二十一條ノ規定ニ違反シテ持分

ニ付指圖式又ハ無記名式ノ證券ヲ發

行シタルトキ

七 第二十四條第一項ニ於テ準用スル

商法第二百十一條ノ規定ニ違反シテ

持分失效ノ手續又ハ持分若ハ質權ノ

處分ヲ爲スコトヲ忘リタルトキ

八 第二十四條第一項ニ於テ準用スル

商法第二百十二條第一項ノ規定ニ違

反シテ出資ノ消却ヲ爲シタルトキ

九 定款ニ定ムル取締役又ハ監査役ノ

員數ヲ缺クニ至リタル場合ニ於テ其

ノ選任手續ヲ爲スコトヲ忘リタルト

キ

十 定款、社員名簿、議事録、財産目

錄、貸借對照表、營業報告書、事務

報告書、損益計算書、準備金及利益ノ

配當ニ關スル議案、決算報告書又ハ

商法第三十二條第一項ノ帳簿ニ記載

スペキ事項ヲ記載セズ又ハ不實ノ記載ヲ爲シタルトキ

十一 定款、社員名簿、議事録、財產

目錄、貸借對照表、營業報告書、事

務報告書、損益計算書、準備金及利

益ノ配當ニ關スル議案又ハ監査役ノ

報告書ヲ備置カザルトキ

十二 第四十一条ニ於テ準用スル商法

第一百三十四條ノ規定又ハ第四十五

條第三項ノ規定ニ依ル裁判所ノ命令

ニ違反シテ社員總會ヲ招集セザルト

キ

十三 第四十六條第一項ニ於テ準用ス

ル商法第二百八十八條第一項又ハ第

二百八十九條ノ規定ニ違反シテ準備

金ヲ積立テズ又ハ之ヲ使用シタルト

キ

十四 第五十二條第二項ノ規定ニ違反

シテ出資ノ引受人ヲ公募シタルトキ

十五 第五十八條、第六十三條又ハ第

六十八條ニ於テ準用スル商法第九十

九條又ハ第一百條ノ規定ニ違反シテ資

本ノ減少、合併又ハ組織變更ヲ爲シ

タルトキ

十六 第七十五條第一項ニ於テ準用ス

ル商法第二百二十四條第二項ノ規定ニ

違反シテ破産宣告ノ請求ヲ爲スコト

ヲ忘リタルトキ

十七 第七十五條第一項ニ於テ準用ス

ル商法第二百三十一條ノ規定ニ違反シ

テ會社財產ヲ分配シタルトキ

十八 裁判所ノ選任シタル管理人又ハ

清算人ニ事務ノ引渡ヲ爲サザルトキ

十九 清算ノ結了ヲ遲延セシムル目的
ヲ以テ第七十五條第一項ニ於テ準用

スル商法第四百二十一條第一項ノ期

間ヲ不當ニ定メタルトキ

二十 第七十五條第一項ニ於テ準用ス

ル商法第四百二十三條ノ規定ニ違反

シテ債務ノ辨済ヲ爲シタルトキ

二十一 第七十六條ニ於テ準用スル商

法第四百八十四條第一項又ハ第二項

ノ規定ニ依ル裁判所ノ命令ニ違反シ

タルトキ

株式會社ノ取締役、商法第二百五十八

條第二項、第一百七十條第一項若ハ第

二百七十二條第一項ノ職務代行者、清

算人又ハ同法第四百三十條第二項ニ於

テ準用スル同法第二百五十八條第二

項、第二百七十九條第一項若ハ第二百七

十二條第一項ノ職務代行者ガ第六十條

第一項ノ規定ニ依リ從フベキ又ハ第六

十八條ニ於テ準用スル商法第九十九條

又ハ第一百條ノ規定ニ違反シテ合併又ハ

組織變更ヲ爲シタルトキ亦前項ニ同ジ

シタル者ハ千圓以下ノ過料ニ處ス

第十一章 雜則

第八十七條 本法ニ依リ署名スペキ場合

ニ於テハ記名捺印ヲ以テ署名ニ代フル

コトヲ得

第八十八條 第五十八條、第六十三條若

ハ第六十八條ニ於テ準用シ若ハ第六十

條第一項ノ規定ニ依リ從フベキ商法第

百條第一項ノ規定又ハ第七十五條第一

項ニ於テ準用スル商法第四百二十一條

達シ、獨佛等ノ諸國モ既ニ之ヲ是認シテ居

第一項ノ規定ニ依リ爲スペキ公告ハ裁

判所ガ爲スペキ登記事項ノ公告ト同一

ノ方法ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ要ス

第八十九條 有限會社ハ商法ヲ除クノ外

他ノ法律ノ適用ニ付テハ之ヲ商法ノ會

社ト看做ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

〔政府委員久山知之君演壇ニ登ル〕

○政府委員(久山知之君) 只今議題トナリ

マシタ有限會社法案ニ付テ御説明申上ゲマ

ス、我ガ商法ニ於キマシテハ、御承知ノ如

ク、合名會社、合資會社、株式會社及株式

合資會社ノ四種類ノ會社ヲ認メテ居リマシ

テ、各會社共ソレドク其ノ特色ヲ有ツテ居ル

ノデアリマスルガ、就中最モ重要ナル活動

ヲ致シテ居リマスノハ株式會社デアリマシ

テ、只今當院ノ御審議ヲ願ツテ居リマスル商

法中改正法律案ニ於テモ、其ノ改正ノ重點

ヲ株式會社ノ上ニ置イテ居ル次第デアリマ

テ、而シテ株式會社ハ通例之ヲ組織スル株

主ノ數ハ甚ダ多イノデアリマシテ、或株主

ト他ノ株主トノ間ニ連絡ノナインガ普通デ

アリマスルシ、又廣ク株式ノ賣買が行ハレ

マシテ、株主ノ間ニ生ジテ居ルノデ

アリマスル、然ルニ株式會社ノ株主ト同ジク、

有限責任デアリマスルケレドモ、相互ニ信

賴關係ノ篤イ少數者ニ依ツテノミ組織スル

特殊ノ法人ガ、營業ニ甚ダ適當ナ形態デア

リマシテ、御承知ノ如ク英國ニ於テ先づ發

載ヲ爲シタルトキ

十九 清算ノ結了ヲ遲延セシムル目的

ヲ以テ第七十五條第一項ニ於テ準用

云フモノノ責任ヲ非常ニ重クシテ居リマス、一方ニハ有限責任ノ特權ヲ與ヘルカラ、濫用シテ多數ノ債權者側ニ迷惑ヲ掛ケルヤウニナル虞ガアルノデ、或場合ニハ刑事上ノ制裁迄モ加ヘルコトニ今日デハナツテ居リマス、左様ナ譯デアリマスカラ、既ニ我方國現行法ニ於テハ四種ノ會社ヲ認メラレテ居ル、其ノ一つハ有限責任株式會社、ソレガ一番廣ク行ハレテ居ルノデアリマス、處ガソレハ先刻説明ニモアリマス通り、多クノ株主ガ互ニ知ラヌ人々ノ間ノコトデアリマス、サウシテ株モ轉々自由ニシテアル、サウ云フコトデナシニ、少數ノ此ノ案デハ五十人以下トナツテ居リマス、少數ノ多少相知ルト云フヤウナ人ガ出資ヲシテ、或事業ヲシヨウト云フノニハ、ドウモ株式會社ノ組織アハ適シナイト云フ風ニ伺ヒマシタガ、成程サウ云フ場合モアリマセウ、實質上力ヲ言ヘバ本來四十人以下、五十人以下、或ハ二十人、三十人ト云フ場合モアリマセウガ、サウ云フ事業ヲスルノニハ商法ニハ合名會社ガ一番適當ナノデアリマス、事業ニ携ハル者ガ皆全責任ヲ負フト云フコトガ當リ前ノ話デアル、或ハ合資會社デモ宜イデセウ、或ハ一人ハ無限責任ヲ負フ責任者ガアリマスカラ安心デアリマス、處ガ今度ノハ五十人以下、比較的少數ノ者ニ矢張リ出资ダケノ責任ヲ限定シヨウ、斯ウ云フノデミ云々トアリマスガ、此ノ法律ガ出來マシ

需工業ニ關係ナル部分品ノ下請ヲスルヤ
ウナ工場ナノデアラウカト思ヒマスガ、私
實業界ニ縁ガナクテ實際ニ知リマセヌガ、
サウ想像シマスガ、當分ノ間ハソレデ宜力
ラウト思ヒマス、此ノ戰時狀態ト云フモノ
ハ可ナリ永續シマセウガ、何時カハ終了シ
テ平時ニ復スルニ相違ナイ、サウ云フ時ニ
必ズ反動ガ來ル、其ノ時是等ノ戰時中ニ於
テハ此ノ組織ノ會社ト云フモノデ相當ノ利益
ヲ擧ゲタモノモ、此ノ平常ニ復シタ時ニ非
常ナ反動ヲ受ケテカラニ蹉跌スルヤウナコ
トガナイトモ限ラス、其ノ時ニ多クノ債權
者ニ迷惑ガ掛ルヤウナコトガアリハシナイ
カ、私ノ考デハドウモ元々有限責任ト云フ
モノハ純理ニ反スルコトデ、公益上ノ利益
デ初メハ俗ニ認メタモノニ過ギヌ、其ノ根
本ノ考ハ今日デモドウシテモ念頭ニ置イテ
總テ會社ノ規則ト云フモノヲ立テナケレバ
ナラヌト思フ、一時ハ大變ニ此ノ組織デ事
業ヲ經營スル者ニハ便利デアリマセウ、或
ハ蹉跌シタト云フ場合ニ多クノ債權者ニ迷
惑ヲ掛ケルト云フヤウナ弊害ガ目前ニ見エ
ルヤウニ思フノデアリマス、私ハ未ダ此ノ
本案ノ條項ニ付キマシテ、商法ノ多クノ條
文ヲ引用シテアリマスガ、一々巨細ニ研究
迂々カリスウ云フ法律デ、少數ノ事業ノ經營
者ニハ便利デアリマスガ、其ノ便利ガ却ツ
コトハ餘程先ノコトヲ考ヘテ決メナケレバ、
テ禍ヲ爲ス原因ニナラヌトモ限ラスト考ヘ

云フコトデアレバ、其ノ譯ヲ説明シテ貰ヒ
タイ、私ハ見タダケデハ、此ノ簡単ナ理由
分ニ是ガナケレバナラスト云フ趣旨、斯ウ
云フコトノ害ガナイト云フコトノ安心ガ付
キマセヌカラ、改メテ御伺シマス

〔政府委員久山知之君演壇ニ登ル〕

○政府委員(久山知之君) 只今土方議員ノ
御質疑ニ對シマシテ御答ヲ申上ゲマス、有
限會社ノ必要ニ付キマシテハ、前ニ提案理
由ヲ申述ベマシタ時ニ申上ゲマシタ通りニ、
實業家方面カラ非常ニ要望サレテ居ルノデ
アリマシテ、其ノ必要ガアルカナイカ、或
ハ弊害ノミ多イヂヤナイカト云フ御意見ニ
對シマシテハ、色々申上ゲタイコトモアアル
ノデアリマスガ、特ニ弊害豫防ニ對シマシ
テハ色々法案ノ上デ考ヘテ居ルノデアリマ
シテ、詳シイコトハ委員會ノ席上ニ於キマ
シテ能ク申述ベタイト存ジマス

○土方寧君 別ニドウモ満足スルヤウナ御
説明ガ得ラレマセヌガ、押問答シテモ駄目
ダト思ヒマスカラ止メマス

○子爵戸澤正己君 只今議題トナリマシタ
有限會社法ハ關係ガゴザイマスガ故ニ、商
法中改正法律案外一件ノ特別委員ニ併託セ
ラレムコトノ動議ヲ提出致シマス

○子爵秋田重季君 賛成

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 戸澤子爵ノ
動議ニ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 日程第三、昭和十二年法律第九十二號中改正法律案、政府提出、第一讀會、吉野商工大臣案
右
勅旨ヲ奉シ帝國議會ニ提出ス
昭和十三年一月二十六日
内閣總理大臣 公爵近衛 文麿
大藏大臣 賀屋 興宣
農林大臣 伯爵有馬 賴寧
商工大臣 吉野 信次
昭和十二年法律第九十二號中改正法律案
昭和十二年法律第九十二號中左ノ通り改
正ス
第二條ノ二 前條ノ物品ノ需給ニ關係アル産業ヲ營ム者又ハ其ノ組織スル團體ハ當該物品ノ需給關係ヲ調整スル爲政府ノ認可ヲ受ケ需給調整協議會ヲ組織スルコトヲ得
前項ノ者需給調整協議會ヲ組織セザル場合ニ於テ政事變ニ關聯シ國民經濟ノ運行ヲ確保スル爲特ニ必要アリト認ムルトキハ前項ノ者ニ對シ需給調整協議會ノ組織ヲ命ズルコトヲ得
前項ノ規定ニ依リ組織ヲ命ゼラレタル

者其ノ認可ヲ申請セザルトキハ政府ハ規約ノ作成其ノ他組織ニ關シ必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得需給調整協議會ノ成立アリタルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ會員タル資格ヲ有スル者ハ其ノ會員トス

第二條ノ三 政府ハ支那事變ニ關聯シ國民經濟ノ進行ヲ確保スル爲特ニ必要アリト認ムルトキハ需給調整協議會ニ對シ當該物品ノ需給關係ノ調整ニ關シ必要ナル決定ヲ爲スペキコトヲ命ジ又ハ需給調整協議會ノ會員ニ對シ需給調整協議會ノ決定ニ從フベキコトヲ命ズルコトヲ得

第二條ノ四 本法ニ定ムルモノノ外需給

給關係ノ調整ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三條中「前條」ヲ「第二條」ニ改ム

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

參照

昭和十二年法律第九十二號ハ輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律ナリ

○國務大臣吉野信次君演壇ニ登ル
（國務大臣吉野信次君）只今議題トナリマシタ法律案ノ理由ヲ御説明申上げマス、此ノ法律ハ所謂輸出入品等ニ關スル臨時措置法ト稱セラレルノデアリマシテ、御承知ノ通リ前議會ニ御協賛ヲ得タモノデ

アリマス、此ノ法律ノ制定ノ趣旨ハ支那事變ニ際シマシテ國民經濟ノ進行ヲ確保スル為ニ、國家ニ於テ必要ト認メマシタ場合ニハ、輸入或ハ輸出ノ制限禁止ヲ致シマシタリ、又此ノ輸入ノ制限ナドヲ致シマシタ場合ニ於キマシテ、其ノ物或ハ又之ヲ原料トスル製品ナドガ不足ヲ來タスヤウナ場合ガアリマスカラ、之ガ需給ノ調節ヲ爲シ得ルコトヲ規定致シタノニアリマス、而シテ事變ノ進行ニ伴ヒマシテ、此ノ法律ヲ施行致シマシタ實績ニ微シマスルト云フト、物資ノ需給調整ノ方法トシテハ、國家ガ一方的ニ命ジマスルコト以外ニ、其ノ物ノ需給ニ關係ノアル業者ノ團體ヲシテ、自治的ニ之ガ方策ヲ決定セシムルコトガ適當ト認メラレル場合ガ少クナインデアリマス、ソレニハ現行ノ法律ノ規定ノミヲ以テシテハ不十分ナ點ガゴザイマスノデ、今回之ヲ改正補充セムトスルモノデアリマス、即チ上述ノ目的ノ爲ニ需給調整協議會ト云フ機關ヲ設ケマシテ、當該物品ノ需給ニ關係ノアル產業團體、例ハ輸出、輸入、生產、配給、使用等ノ各部門ニ組織セラレテ居リマスル團體ヲ參加セシメマシテ、調整ニ關スル方體ニ對シテ、此ノ協議會ノ組織ヲ命ジ得ルコトト致シマスト共ニ、協議會ニ對シテ必要ナル決定ヲ爲スペキコトヲ命ジ、又ハ協議會ノ會員ニ對シマシテ協議會ノ決定ニ從フベキコトヲ命ジ得ルコトト致シタイト考

案ノ要點デアリマスガ、何卒御審議ノ上御協賛アラレムコトヲ希望致シマス

○子爵戸澤正己君 只今議題ニナリマシタ昭和十二年法律第九十二號中改正法律案ハ重要ナル法案デアリマスルガ故ニ、特別委員ノ數ヲ十八名トシ、其ノ指名ヲ議長ニ一任スルノ動議ヲ提出致シマス

○子爵秋田重季君 贊成

○副議長（侯爵佐佐木行忠君）戸澤子爵ノ動議ニ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副議長（侯爵佐佐木行忠君）御異議ナイト認メマス、特別委員ノ氏名ヲ朗讀致サセマス

（石橋書記官朗讀）

昭和十二年法律第九十二號中改正法律案特別委員

侯爵四條 隆愛君 侯爵小村 捷治君
伯爵樺山 愛輔君 子爵曾我 祐邦君
子爵岡部 長景君 子爵松平 康春君
出淵 勝次君 山川 端夫君
男爵東郷 安君 男爵伊藤 一郎君
男爵安場 保健君 稲畑勝太郎君
小倉 正恒君 下出 民義君
久恒 貞雄君 大澤徳太郎君
金成 通君 金岡又左衛門君

○國務大臣（中島知久平君）去ル二十八日
案ニ於ケル淺田男爵ノ御質問ニ御答へ本議場ニ於テ飛行機ヲ運輸機關トシテテハ鐵道省ニ於テ飛行機ヲ運輸機關トシテ採用スルノ運び迄至ツテ居ラナインデアリマス、併シナガラ將來飛行機ガ一層進歩シマスル場合ニハ、當然鐵道省ニ於テモ飛行機ヲ運輸機關トシテ採用スルニ至ルベキコトヲ豫想シ、期待致シテ居ル次第デアリマス

○副議長（侯爵佐佐木行忠君）是ヨリ通告順ニ依テ質疑ヲ許シマス、水野甚次郎君

（水野甚次郎君演壇ニ登ル）

○副議長（侯爵佐佐木行忠君）是ヨリ通告順ニ依テ質疑ヲ許シマス、水野甚次郎君

○水野甚次郎君 嘗テ列強諸國ガ空軍ノ充實ニ意ヲ用ヒ、都市ノ防空施設ニ餘念ナカリシ當時、我ガ帝國官民ハ空軍ノ強化ハ固ヨリ、防空施設ニ付テモ毫モ之ヲ顧ミル所ナク、憂國ノ士ヲシテ徒ニ痛憤セシメタニ止ツタノニアリマシタ、然ルニ其ノ後國際聯盟ガ其ノ無力ヲ暴露シ、實力ニ依ル平和ノ維持ノミガ唯一最高ノ途トセラレ、近代諸兵器ノ進歩、就中航空機ノ性能ノ著シキ向上ハ、我ガ陸海軍ヲ刺戟シ、其ノ航空隊ノ涙グマシキ努力ヲ見ルニ至リ、殊ニ海軍航空隊ガ、無敵潛水艦隊ノソレニモ劣ラザル活躍ヲナシ、常ニ夥シイ犠牲者ヲ出スモ、之ニ怯ム所ナク、只管他日ノ國難ニ備ヘムガ爲、黙々トシテ猛訓練ヲ行ヒ、國民ニ對シ寡言實行ノ大教訓ヲ示シツヽ、遂ニ今次ノ

ノ支事變ニ至ツタルコトハ世上周知ノ事實デアリマス、今次事變ニ於ケル陸軍航空隊ノ活躍モサルコトナガラ、海軍航空隊ノ勇猛異敢ナル爆撃ノ事實ハ、既ニ其ノ都度報道セラレタ所デアリマシテ、帝國國民ハ固ヨリ世界全人類ヲシテ驚嘆セシメ、世界空軍史上ニ一大記録ヲ作シタノデアリマス、斯クシテ國民政府ニ再び起ツ能ハザルノ痛手ヲ與ヘ、戰捷ノ效果ヲ致シタノデアリマス、若シ我ニ斯カル勇壯無比ノ空軍ナカリセバ、スクノ如キ戰局ノ急速的發展ヲ見ルコトハ到底出來ナイノミナラズ、却テ新銃機ヲ購入シ、優秀ナル外人操縦士ノ雇入ニ依ル支那側ノ行動ニ見ル時ハ、誰カ肌ニ粟ヲ生ゼザル者ガゴザイマセウカ、私ハ此ノ機會ニ於テ國民ト共ニ深甚ナル謝意ヲ表スル次第アリマス、今ヤ航空機ノ獻納ト云ヒ、愛國切手ノ賣行ト云ヒ、誠ニ國民ノ航空ニ對スル關心甚大ナルモノガアリマス、此ノ機會ニ政府當局ニ於カレテハ、私ノ從來繰返シテ居リマス航空省設置論ニ付テ、再吟味ヲ御願ヒ致シタイト存ジマス、嘗テ寺内陸相ハ、私ノ質問ニ對シ、航空ニ關スル朝野ノ理解未ダ十分ナラズ、爲ニ航空工業ノ基礎十分デナク、輸送事業モ亦極メテ貧弱ナリト數ゼラレマシタガ、只今申シマシタ如ク、今日程航空ニ關スル國民ノ關心深キ時機ハゴサイマセヌ、此ノ機ヲ逸セズ、ハ勿論滿鮮支大陸へ航空網ヲ布キ、以テ陸上防空ノ完璧ヲ期スルト共ニ、航空輸

送ノ發展ヲ策スル爲、他面ニ於テハ我ガ國土防空施設ノ擴充ヲ圖ル爲ニ、遞信省ノ一局課ニ止メズ、航空省設置コソハ焦眉ノ急務デアリマセヌカ、支那大陸ヘノ航空路擴張ノ如キ、事變ノ終局ヲ待ツ迄モナク、適當ナル方策ヲ以テ之ヲ速カニ實現スルニアラザレバ、完全ナル交通機關ノ發展ト稱スル能ハザルノミナラズ、満鮮防空ノ安全瓣ハ得ラレマスマイ、此ノ點ニ付テ總理大臣及陸軍大臣ノ御答辯ヲ御願ヒ致シマス、我ガ忠勇ナル皇軍ガ戰ツテ勝タザルナク、攻メテ取ラザルナキ戰局ノ進展ハ、誠ニ世界驚異ノ的アリマシテ、全國民ノ齊シク感謝措ク能ハザル所デアリマス、事變未ダ終結セズ、寧ロ戰ハ是カラアルトハ政府當局ノ屢々言明セラレシ所デアリマシテ、國民總テ長期戰ヲ覺悟シテ居リマス、尙抗日軍ヲ効滅シタル後ト雖モ、支那各地ハ到底支那國民ノミニ委ス譯ニハ行キマセヌ、若シ之ヲ放任スルニ於テハ、我ガ國今次ノ行動ハ無駄骨ニ終リハ致シマセヌカ、眞ニ隣國ノ難ヲ救フ一大慈悲心ヲ發揮シ、東亞永遠ノ平和ヲ招來スル爲ニハ、荒野ノ開拓ニ、資源ノ開發ニ、支那四億ノ民衆ヲ指導教養スルノ勞ヲ惜ンデハナリマセヌ、是コソ今次事變ノ後始末トモ云フベク、我ガ國民ニ課セラレタル一大負擔デアラネバナリマセヌ、支那民族ヲシテ皇恩ノ無窮ニ浴セシムル所ノ途ハ多々ゴザイマセウガ、航空輸送ノ外ニ陸上交通機關建設ノ如キ、最モ時宜ニ適シタルモノデアリマシ

テ、破壊サレタル鐵道ノ修理、未成線ノ開通等、民間會社ニ一任スルコトナク、寧ロ鐵道省ガ是等ヲ率キテ其ノ任ニ當リ、急遽其ノ成果ヲ擧ゲナケレバナリマスマイ、之ガ爲ニハ我ガ國ニ於ケル比較的急ヲ要セザル路線ノ如キハ、其ノ建設ヲ一時中止又ハ繰延ブルコトモ已ムヲ得ナイコト存ジマス、固ヨリ軍事上、產業上急ヲ要スル路線ノ如キハ、速カニ建設セラレナケレバ相成ラヌコトハ、今更申上ゲル迄モゴザイマセヌ、去ル二十七日淺田男爵ハ、國家興隆ノ根柢義ハ人口増殖ニアリトノ御意見ガアリマシタガ、其ノ點私モ同感デアリマスケレドモ、私ト致シマシテヘ寧ロ植民問題ヲ離レ、支那民衆ヲ指導スル爲メ、大兵團ノ駐屯ト共ニ、我ガ帝國財閥ハ此ノ際區々タル國內競争ヲ嚴ニ戒メ、支那財閥ト提携シ以テ大ル總理大臣ノ御所見ヲ御伺ヒ致シマス、次ニ木戸文相ヘ青年學校ノ義務教育制度ニ關ノ要務デアルコトハ勿論デアリマスケレドモ、是ト並ビ女子青年教育モ亦忽諸ニ附スベカラザルモノデハゴザイマセヌカ、固ヨリ私ハ青年女子ニ男子同様ノ訓練ヲ施すべシトハ若ヘテ居リマセヌガ、國家ノ基礎タル家庭ノ主婦トナリ、第一ノ國民哺育ノ任ニ當ルベキ青年女子ニ對シ、名實共ニ備ハ

ル衛生、看護其ノ他家事萬般ノ知識ヲ會得セシムル爲、家庭生活ニ直接緊要ナル科目ヲ擇ビ、義務教育制ヲ採ルベキデハゴザイマセヌカ、内務大臣及文部大臣ノ御意見ヲ御伺ヒ致シマス

〔國務大臣杉山元君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(杉山元君) 只今水野君カラ航空ノ整備ガ國防上極メテ重要デアリ、又之ヲ實際ニ實現致シマス爲ニ、航空省ヲ設置スルト云フコトニ付テノ御尋ガアツクノデアリマス、此ノ問題ニ付キマシテハ既ニ前議會ニモ申上ゲマシタ如ク、又此ノ度ノ事變ニ依ツテ證明セラレマシタ如ク、國防上航空ノ重要性ガ著シク增加致シマシテ、陸上、海上、空中、各方面ニ偉大ナル威力ヲ發揮セシムルコト、其ノ事ガ又偉大ナル作戰ヲ遂行スル上ニ緊急デアリマスル事柄ガ明カニナッタノデアリマシテ、益々空軍獨立ノ空氣ハ醸釀サレテ參ツタノデアリマス、然ルニ我ガ帝國ノ航空ノ現在ノ情況ハ、器材ノ整備ノ關係等ニ鑑ミマシテ、今直チニ空軍獨立ニ進ミ難イ情況ニアルノデアリマス、元來航空ノ國防上ニ於ケル任務ヲ考ヘて見マスルト、陸上ノ作戰ニ共同致シマスル所ノ航空兵力、海上ノ作戰ニ共同致シマスル所ノ航空兵力、暨ニ純空軍的ニ必要デアリマス所ノ所謂空軍ノ任務ニ服シマスルモノ、此ノ三者ニ分ツコトガ出來ルノデアリマスルガ、現在ノ技術方面カラ考ヘマシテモ、此ノ三ツノ任務ヲ同時ニ遂行スルコトノ出來マスル萬能ノ飛行機ヲ整備スルト云フコトハ、

未ダソコ迄技術ガ進シテ參ツテ居ラヌノデ
アリマス、他方我ガ帝國ノ航空兵力ヲ見マ
スルト、只今述ベマシタ三ツノ任務ノ中、陸
軍及海軍ニ共同致シマスル兵力ト致シマシ
テモ、尙其ノ兵力ニ於テ不十分ナル點ガアリ
マシテ、之ヲ措イテ直チニ獨立ノ空軍ヲ造
リマスルト云フ所ニハ未ダシ得難イ情況
ニアルノデアリマス、斯クノ如キ情況ニア
ルノデアリマスルガ、陸軍ト致シマシテモ、
此ノ度ノ作戰ノ經過カラ鑑ミマシテ、一方
ニ於キマシテハ地上ノ部隊ニ共同致シマス
ル部隊ト同時ニ、空軍的ニ活動シ得ル兵力
ヲ整備ヲスルト云フコトノ極メテ必要デア
ルト云フコトヲ痛感シテ居ルノデアリマシ
テ、陸軍自體ノ今後ノ航空兵力ヲ整備スル
上ニ於キマシテハ、一方ニ於キマシテハ地
上作戰ニ共同致シマスル部隊ヲ作リマスト
同時ニ、而モ此ノ部隊ニ於テハ成ルベク必
要ノ限度ヲ定メマシテ、他方ニ於テ空軍的
ニ比較的ニ活動シ得ル兵力ヲ整備致シタイ
ト考ヘテ居ルノデアリマス、斯クノ如キ考
ノ下ニ陸海軍ノ共同作戰ノ空軍兵力ガ、航
空兵力ガ整備致シマシタ後ニ於キマシテ、
獨立セル空軍ヲ作リマスル時期ニ到達シ得
ルデアラウト考ヘルノデアリマシテ、現在
ノ情況ニ於キマシテハ只今申上ゲマシタヤ
ウナ實情ニアルノデアリマス、尙陸海軍ノ
問題ト離レタ航空省ノ問題ニ付キマシテ
ハ、此ノ點ニ付キマシテモ民間航空ノ發展ヲ
促シマスコトハ、是ガ又軍事航空ノ强大ナ
ル豫備トシテ必要デアリマスルト云フコト

ヲ痛感シテ居リマスルコトハ、既ニ前議會
ニ於テ述ベタ通リデアリマスルガ、此ノ觀
點ニ於キマシテ關係當局ニ於キマシテハ種
種研究ヲ重ネマシテ、既ニ御承知ノ如ク遞
信省ニ航空ノ外局ヲ設ケテ居ルノデアリマ
スルガ、尙之ヲ一層強化致シマスルコトニ
付キマシテハ、研究ヲ進メテ居ルノデアリ
マス

〔國務大臣候爵木戸幸一君演壇ニ登ル〕
○國務大臣(侯爵木戸幸一君) 只今御尋ノ
女子青年學校教育ヲ擴充、整備致シマスコ
トニ關スル水野サンノ御意見ニハ、全然私
共モ同感デアリマス、唯之ヲ義務制ニスル
ヤ否ヤト云フコトニ付キマシテハ、只今内
閣ニ於テ設ケラレマシタ教育審議會等ニ於
キマシテモ、此ノ教育ノ内容其ノ他全般ヲ
考慮致シマシテ、審議方行ハレルコトト存
ジテ居リマスルノデ、其ノ結果ニ基キマシ
テ當局ニ於テハ之ヲ實施シテ行キタイト考
ヘテ居ル次第ゴザイマス

〔國務大臣末次信正君演壇ニ登ル〕
○國務大臣(末次信正君) 女子青年教育ノ
必要ニ付キマシテハ同感デアリマス、十分
研究ノ上、其ノ實現ニ努力致シタイト考ヘ
テ居リマス

〔水野甚次郎君演壇ニ登ル〕
○水野甚次郎君 私ノ質問ニ對スル陸軍大
臣、文部大臣、内務大臣ノ御懇篤ナル御答辯
ヲ得マシテ満足致シマス、總理大臣ガ御退
席ニナッテ居リマスノデ、此ノ總理大臣ノ御
席ニナッテ居リマスノデ、此ノ總理大臣ノ御
答辯ハ後日ニ保留シテ置キマス、尙只今陸
軍省ヲ作ルト云フコトヲ前々ヨリ論ジテ

居リマシタガ、私モ現代ノ情況ヨリ鑑ミマ
シテ、更ニ今次ノ事變ニ鑑ミマシテ、海軍ニ
隸屬スベキモノデアルト云フコトヲ痛感シ
テ居ルモノデアリマス、將來ニ於テ空軍省
ヲ御作リニナルト云フコトハ別問題ト致シ
マシテ、今日直チニ空軍省ヲ設置スベキモ
ノナリト云フ議論ニハ只今ノ處贅成出來兼
ネル次第デアリマシテ、而モ日本内地ハ勿
論、滿鮮支、此ノ廣イ陸上防空、此ノ任ニ
當ラレマス陸軍ト致シマシテハ、其ノ豫備
隊デアル般空省ノ設置ガ極メテ緊要デハナ
イカト存ズルノデアリマス、遞信大臣ガ先
般淺田男爵ニ答ヘラレタルガ如キ生温イコ
トデハ私モ満足出來マセヌ、海軍ニ豫備
隊ト稱スベキ商船アリ、陸軍ニ豫備役、後
備役ガアルノニ、空軍ニ限ッテ其ノ豫備隊ノ
ナイト云フコトハ變則的ナモノデナイカト
思フノデアリマス、空軍ニ對スル豫備隊ノ
任務ヲ掌ル航空省ノ設置ハ急務中ノ急務デ
ハナイカト存ジマスル次第デアリマスノ
デ、此ノ點ヲ篤ト御留意ヲ願ヒマシテ、遞
信省ノ一局課ニ止メテ置カル、コトナク、
獨立シタル航空省ヲ設置セラレムコトヲ重
ねテ切望致シマシテ私ノ質問ヲ終リマス
〔國務大臣中島知久平君演壇ニ登ル〕
○國務大臣(中島知久平君) 只今水野君カ
ラ、鐵道省ノ所管事項ニ付キマシテ總理大臣

軍大臣ノ仰セラレマシタルガ如ク、直チニ
空軍省ヲ作ルト云フコトヲ前々ヨリ論ジテ
居リマシタガ、私モ現代ノ情況ヨリ鑑ミマ
シテ、更ニ今次ノ事變ニ鑑ミマシテ、海軍ニ
隸屬スベキモノデアルト云フコトヲ痛感シ
テ居ルモノデアリマス、將來ニ於テ空軍省
ヲ御作リニナルト云フコトハ別問題ト致シ
マシテ、今日直チニ空軍省ヲ設置スベキモ
ノナリト云フ議論ニハ只今ノ處贅成出來兼
ネル次第デアリマシテ、而モ日本内地ハ勿
論、滿鮮支、此ノ廣イ陸上防空、此ノ任ニ
當ラレマス陸軍ト致シマシテハ、其ノ豫備
隊デアル般空省ノ設置ガ極メテ緊要デハナ
イカト存ズルノデアリマス、遞信大臣ガ先
般淺田男爵ニ答ヘラレタルガ如キ生温イコ
トデハ私モ満足出來マセヌ、海軍ニ豫備
隊ト稱スベキ商船アリ、陸軍ニ豫備役、後
備役ガアルノニ、空軍ニ限ッテ其ノ豫備隊ノ
ナイト云フコトハ變則的ナモノデナイカト
思フノデアリマス、空軍ニ對スル豫備隊ノ
任務ヲ掌ル航空省ノ設置ハ急務中ノ急務デ
ハナイカト存ジマスル次第デアリマスノ
デ、此ノ點ヲ篤ト御留意ヲ願ヒマシテ、遞
信省ノ一局課ニ止メテ置カル、コトナク、
獨立シタル航空省ヲ設置セラレムコトヲ重
ねテ切望致シマシテ私ノ質問ヲ終リマス
〔國務大臣中島知久平君演壇ニ登ル〕
○國務大臣(中島知久平君) 只今水野君カ
ラ、鐵道省ノ所管事項ニ付キマシテ總理大臣
ニ御質問ガアリマシタガ、只今總理大臣ガ
オ出デニナリマセヌカラ私カラ御答ヘ致シ
設機材竝ニ人員等ヲ相當ノ數ヲ北支及中支
ニ送リマシテ、軍ノ行動ニ協力致シテ居ル
マシテ、政府ニ於テ多忙ヲ極メル際ニモ拘
ラズ、政府ハ教育上、學術上、其ノ他國際
關係上、「ローマ」字ヲ以テ國語ヲ綴ル方式
ノ區々ナルコトハ捨テ置キ難キコトヲ看做
サレマシテ、之方統一ヲ期シ、實行ヲスベ
マシテ、政府ハ教育上、學術上、其ノ他國際
關係上、「ローマ」字ヲ以テ國語ヲ綴ル方式
ニ付テ質疑ヲ致シマス、此ノ事ハ關係スル
所頗ル廣イノデアリマシテ、其ノ各關係ノ
長官ヨリ御答辯ヲ戴キタウゴザイマスガ、
只今御忙ガシイ所デアリマスルカラ、其ノ
主ナル大臣方ヨリ御願スルコトニ致シマス、
政府委員ニ於テ、或ハ他ノ大臣ヨリ御答ガ
拜聽出來マスレバソレニ満足致シマス、若
シ又當局者デナケレバ御答ノ出來難キコト

ス、此ノ訓令ハ教育、學術、國際關係ト云
「大切实ナ部分ニ係リマシテ、國語ノ「ロ一
ガ統一ヲ圖ルコトハ最モ必要ト考ヘラレテ
御發シニナリマシタノデアリマス、其ノ後
各官廳ニ於カレマシテモ、想ヒノ外之ガ實
行セラレマシテ、最モ困難デアラウト思ヒ
マシタ外務省ニ於カレマシテモ、既ニ旅券
ニ記載スル所ノ書式、又條約文ニ記載シマ
ス所ノ年號等ハ、悉ク此ノ新式ヲ御使ヒニ
ナツテ表ヘシテ居リマス、又鐵道省ニ於カレ
マシテモ、既ニ驛名ノ書キ方ヲ實行サレタ
所ガアリマス、鐵道省ハ、此ノ「ローマ」字
ノ調査ヲ命ゼラレマシタ調査會ニ於テ、今
直チニ實行スルニハ金ガ要ル、併シナガラ
漸ヲ以テ立札ノ如キ、時間表ノ如キハ年々
改メルカラ、其ノ度毎ニ變ヘレバ費用モ手
數モ要ラヌト云フコトデアリマシタガ、近
頃見マスルト其ノ塗換ヲモ待タズ、新式ノ
舊式ト違フ所ダケラ塗換ヘマシテ書換ヘテ
居リマス、誠ニ適當ノ御處置ト存ジマス、
房總鐵道ノ市川、千葉、船橋ト云フヤウナ
ハ他ノ線路ニ於テモ此塗換ヲ待タズシテ、
其ノ場所ダケラ書換ヘルコトハ出來マスカ
ラ、其ノ御實行アラムコトヲ希望致シマス、
此ノ問題ハ國語ノ綴リ方ト云フコトガ謳ハ
レテアリマス故ニ、教育上最モ基礎的ノ問

ノアリマシタ中ニ、八箇條ノ審査事項が議セラレタヤウニ新聞ニ見エテ居リマス、其ノ第一番ニ國語ノ整理統一ト云フコトガ謳ハレテアリマス、此ノ國語ノ整理統一ト云フコトハ、明治初年以來社會ニ論ゼラレタ問題デアリマス、今日ト雖モ國語審議會ガ尙ソレヲ議シテ居リマス、謬ニ「工其事ヲ善クセント欲スレバ先ツ其ノ器ヲ利ス」ト云フ

ヲ足スト云フヤウナコトデアリマスカラ、
幾分カノ其ノ間ニ不便ヲ感ズルコトガアリ
マス、又不満足ノモノモアリマセウ、併シ
ナガラ大體ニ於テ統制ヲスルコトハ、國家
ノ進展上必要デアレバ、統制シナケレバナ
リマセス、本員ト雖モ御訓令ノ式ニ對シ多
少ノ意見ハアリマスケレドモ、今日此ノ際
相剋摩擦ヲ避け、國民一致協同シテ國難ヲ
打開スルノ秋ニ當リマシテ、殊更多少ノ意
見ヲ挾ムニ、其ノ統一ヲ妨グルヤウナコト
ガアツテハ相濟ミマセヌト心得マシテ、私
ハ御訓令ニアル所ノ御趣旨ニ全然服従致
シテ進マウト思ツテ居リマス、但シ國語ハ
時勢ニ依ツテ動キマスカラ、其ノ將來ニ
對スル研究等ハ決シテ怠ルベキモノノデ
ナイト云フコトヲ申上げテ置キマス、此ノ
御示シニナリマシタ所ノ式ノ名前ガ決ツテ
居リマセヌノデ、世間ニ「ヘボン」式、日本
式ト云フ名前ハ行ハレテ居リマスガ、訓令
ノ大體ハ日本式ヲ基礎トシテ多少ノ修正ヲ
加ヘタモノデアリマス、併シ全然日本式デモ
アリマセス、ソレデ之ヲ世間ニ於キマシ
テ調査ヲシマス時ニ、國定教科書ハ之ニ據
ルト云フコトヲ仰セラレマシタカラ、既ニ
世間ニモ國定式ト申スヤウニナッタノダラ
ウト思ヒマス、併シ或者ハ之ヲ訓令式トモ
申シテ居リマス、又之ニ意見ヲ挾ム者ハ官
僚式……アレハ官僚ノ使フ式デアルカラ官
僚式デアルト云フヤウナコトヲ申シテ居リ
マス、ソコデ此ノ名稱ノコトハ取急イダ

問題デモアリマセヌガ、若シ適當ナ名稱ヲ政府ニ於テ御示シニナリマスレバ、無論ソレニ從ヒマス、此ノ綴リ方ヲ啻ニ官廳ニ御訓示ニナッタノミナラズ、社會一般ニ對シテ之ヲ適當ノ方法ヲ以テ御示シニナリ、或ハ之ニ對スル誤解ノアルモノハ、進ンデ之ヲ説明ヲスルト云フヤウナ方法ヲ御執リニハナラレマスマイカ、漸ヲ以テ實行ヲ期スペシト訓令ニアリマスガ、漸ヲ以テト云フコトヘ、意味ノ取リヤウニ依ツテハ多少ノ裕リガア、リマシテ、今日明日ト云フ譯デハナイト云フ意味ニモナレバ、二三年經ッテト云フヤウナ意味ニモナル、自然ヲ俟ツテト云フヤウナ意味ニモナリマスカラ、ソレハ矢張リ成ルベク速カニ實行ニナルヤウニト思ヒマス故ニ、民間ニモ之ヲ用ヒルヤウニ希望致スノデアリマス、ソレニハ第二ニ伺ヒマスガ、政府ヨリ補助ヲ受ケテ居リマス所ノ學會ガアリマス、例ヘバ學術振興トカ、文化振興トカ云フヤウナ學會ハ政府ヨリ補助ヲ受ケ、政府ノ指導ヲ受ケテ進ンデ居ル會デアリマス、是等ノ會ニ對シテハ諸官廳同様ニ政府カラ御訓令ガアツテ然ルベキト思ヒマスガ、此ノ點ヲ伺ヒマス、第三ニ伺ヒマスコトハ地名ノ問題デアリマス、實ハ此ノ地名ノ問題ハ、此ノ「ローマ」字ノ混雜スルコトガ不都合デ、最モ不便ヲ感ズルモノニアリマシテ、昭和四年デアリマスカ、千九百二十八年デアリマス、「ロンドン」ニ於ケル地理學會ヨリ日本地名ノ書キ方ガ陸海軍ハ

日本式ヲ使ヒ、民間デ出來ルモノ、或ヘ鐵道等ハ「ヘボン」式ヲ使フ、誠ニ不便デ困ルカラ、ドチラカニ統一ヲスルコトヲ希望スルト云フコトガ出テ來マシテ、政府ニ於キマシテモ、是ハ是非共一定シナケレバ國家ノ體面上宜シクナイ、茲ニ於テ委員ヲ設ケラレマシテ六年間ノ長イ検討ノ後ニ、此ノ度ノ御訓令ニアルヤウナ式ガ決ッタノアリマス、ソレデ此ノ地名ニ付キマシテハ只今申シマシタ如ク鐵道ハ既ニ之ニ著手シテ居ラレマス、又鐵道ノ外航海ニ要リマス所ノ燈臺表、海圖、航空線路、是等ハ餘程前ヨリ只今ノ訓令ニアル通リノ式ヲ用ヒテ居リマス、尙注意致シマスコトハ二千六百年ノ記念ニ當リマシテ博覽會、「オリンピック」等ノ催ガアリマス、是ニハ多數ノ外國人ガ參ルコト有ジマス、ソレニ政府ノ出シタ所ノ地圖ト、鐵道ノ驛名等ガ區々アリマシテハ、體裁ヘ固ヨリ、不便ヲ感ズルコトモ夥シイコトト存ジマスル故ニ、ドウカ此ノ二千六百年迄ニハ、地名ノ書キ方ハ統一出來ルヤウニ希望致シマス、是モ鐵道ノ如ク塗換ヲ俟テヤルト云フコトデヘ、二年間ニハムヅカシイカト思ヒマスノデ、只今房總線ニ行ハレテ居リマス如ク、其ノ箇所ダケヲ塗ツテ書換ヘルコトハ左程ノ困難デアリマセス、是ハ鐵道大臣ニ伺フベキカト思ヒマスガ、兎モ角適當ノ方法ヲ以テ此ノ二千六百年ノ期限迄ニハ、地名ノ書キ方ハ全部統一サレルヤウニ希望致シマス、第四ニ、何ト致シマシテモ此ノ書キ方ノ如キハ、子供カラ覺エマンタモノヲ行フト云フノハ、自然ノ人字ニ初メテ逢フノハ、外國語ヲ習フ時ニ、

今英語ヲ習フ時ニ「ローマ」字ニ當リマシテ、先ヅ以テ英語ノ讀ミ辭ヲ教ハル、ソレカラ日本語ノ書キ方ヲ習ヒマスカラ、英語ト違フト云フト變ダ、斯ウ云フコトニナリマシテ、詰リ主客顛倒ト云フコトニナリマス、是ハドウシテモ「ローマ」字ノ使ヒ方ヲ、詰リ訓令ニモ、前ノ「ローマ」字調査委員會ノ官制ニスカラ、國語ノ綴方ヲ外國語ヲ習フ前ニ教ヘルト云フコトニ私ハ希望致シマス、又ソレガ至當ノコト存ジマス、先ヅ自分ノ國ノ言葉ノ書キ方ヲ學ンデ、然ル後ニ他國ノ式ヲ学ブベキデアリマス、「ローマ」字ト云フモノハ世界ノ文字デアル、英國ダケノ文字デハナイ、此ノ事ニ付キマシテハ昭和五年ニ「ローマ」字調査會ノ出來マシタ時ニ、詰ラナイ意見書ヲ書キマシテ、方々ニ御意見ヲ伺ヒマシタ、ソレニ對シテ杉村陽太郎大使カラノ意見ガアリマシタ、「ドウモ忙シイ時ニ左様ナ問題ヲ論ズルコトハ甚ダ遠慮スルガ」ト云フコトデアリマシテ、杉村大使ノ簡單ナ杉村ト云フ名前ノ書キ方ガ「フランス」ニ行シテ又書換ヘテ四通りアル、或席ニ招カラレテ名ヲ聞カレタ、杉村ト言タ所ガ、席ニ著イテ見ルト云フト英語デ讀メバ「セゲメヲ」ト讀ムヤウニ書イテアル、成程「フランス」式デ書カレレバ斯ウダト思ヒマス、ソレカラ「チー」ノ下ニ「エチ」ヲ入れタリ「ユー」ヲ入レタリ、四通り違ツタ書キ方ガアッテ、是デハ誠ニイケナイ、ドレデモ宜イカラ一定スルコトヲ希望スルト云フ御意見デアリマシテ、尙ソレニ加ヘテ書イテアリマスコトハ、「ローマ」字ハ各國ソレノ國語ニ區々ニ使フ、今申ス通リ杉村ガ四通リモアルヤウデアリマスカラ、近頃ノ形

勢ヲ見ルニ「フランス」語ノ大陸ニ於ケル勢力、「ドイツ」語ノ東ヨーロッハニ於ケル勢力、又「イスパニヤ」語ノ南米ニ於ケル勢力等ヲ考ヘル時ニハ英語一點張リハ遠慮スペキコト考ヘル、斯ウ云フ意見ヲ述べマシタ、是ハ杉村君ノ許シヲ得マシテ、國學士會月報ニ載セマシタ、サウ云フコトデアリマシテ、自國語ノ綴方ヲ知ラズシテ外國語ノ綴方ヲ先キニ習フト云フコトハ、國民精神ヨリ考ヘマシテモ不都合ナルコトト存ジマス、是ハドウシテモ「ローマ」字ヲ以テ國語ヲ綴ルコトハ、外國語ヲ習フ前ニ教ヘルベキコトト思ヒマス、此ノ特點ニ伺ヒタウゴザイマス、デ今日ハ「ローマ」字ハ最早日用ニ必要ナル文字デアリマシテ、外國ニ出入シマス所ノ手紙ヲ、統計表ニ依ツテ大略勘定シマシタ、支那満洲ハ除キマシテ、外國ト云フノハ「ヨーロッパ」「アメリカ」「南洋」等、此ノ數ヲ一日ニ割當テ見レバ約十七萬通ガ出入シテ居ル、是ハ皆「ローマ」字書ノ手紙ト云フヤウナモノデ、更ニ外國電報ヲ見マスレバ、是モ一日ニ割當テ見レバ約八千通ノ歐文電報ガ出入シテ居リマス、斯ウ云フ時代デアリマスカラ、「ローマ」字ヲ以テ日本語ヲ綴ルコトハ、綴方ハドウシテモ國民教育ニ必要ト思ヒマス、學科ノ増減等ニ付キマシハ無論慎重ナル御調査ガ必要デアリマスセウ、併シナガラ昨年ノ訓令ニアリマス所ノ表ヲ知ラセルグラキノノデアリマスカラ、之ヲ外國語ヲ習フ前ニ教ヘテ、外國語ハ外國語ノ時ニ教ヘルト云フヤウニ爲サレテハ如何デアリマスセウカ、私ハ切ニソレヲ希望致ス者デアリマス、第五ニ伺ヒマスコトハ、是ハ外務省關係デア

リマスガ、我ガ國ハ斯ウ云フ綴方ヲ以テ國語ヲ綴ルト致シマシテモ、外國一般ニ之ヲ知ラセヌケレバ其ノ效ヲ奏シマセヌ、仍テ甚ダ不東ナ次第アリマスルケレドモ、此ノ綴字法ノ現代ノ學理ヲ調べマシテ、萬國言語學會、萬國音聲學會等ニ於キマシテ、「ゼネバ」「アムスデルダム」「ローマ」「ロンドン」「パリ」ノ大學等ニ於テ日本式ノ綴方ヲ説明致シマシク、即チ只今ノ訓令ニアル所ノ基礎トナツタモノニアリマス、之ヲ説明致シマシテ私ハ御贊成ヲ願フナド云フコトヘ一遍モ申シマセヌ、御批評ヲ願フ、何卒遠慮ナキ御批評ヲ願フト云フコトヲ申シマシテ、未ダ曾テ一遍モ反對論ヲ聽キマセヌ、ノミナラズ「現代ノ綴字法、即チ「フォノロヂイ」ニ從タル」、是ハ「ヴィーン」大學ノ其ノ方ノ大家ノ「トルベックイ」教授ノ報告ニ出シテアリマス、政府ガ此ノ基礎ニ基イタ所ノ綴方ヲ綴字法ノ模範的綴方トシテ日本式ヲ紹介スル、ヘルト云フコトガ見エマス、國民ノ發展ニマス、政府ガ此ノ基礎ニ基イタ所ノ綴方ヲ用ヒタコトハ、實ハ此ノ現代ノ綴字ノ學問ニ對シテ誇ルベキ所ト思ヒマス、ソコデ外國ニ於キマシテモ、今朝ノ新聞デ見マスレバ、青島ノ如キハ日本語ヲ必須科トシテ教ヘルト云フコトガ見エマス、國民ノ發展ニマス、ソコデ日本ノ近來ノ發展ニ顧ミマシハ何ト致シマシテモ、國語ガ相伴ハナクテハイケマセヌ、カルガ故ニ歐米諸國ハ何レモ自國語ヲ世界ニ擴ゲルコトヲ皆努メテ居リスル熱ガ起ツテ居リマス、此ノ機會ニ於テ日本語ヲ教ヘル學校モアリマスルガ、之ニ對シテ新シキ訓令ニ依ル所ノ綴方、所謂整理統一シタ所ノ綴方ヲ御勸メニナリマセヌカ、又ソレヲ爲サラスケレバ、此ノ實行ヲ徹底

スルコトハムツカシトイ思ヒマス、コロ
ビア「大學アタリデモ意見ヲ聽キニ參リマ
シテ本ヲ送リマシタ、「ハワイ」大學ニ於テ
モ其ノ通リデアリマス、然ルニ茲ニ奇怪ナ
ルコトガアルト、「ハワイ」大學ノ「カール」
ト云フ人カラ言ツテ來マシタ、此ノ人ハ昨年
日本語ノ動詞ノ變化ヲ論ジマシテ文學博士
ヲ得タ方デアリマス、此ノ方ノ手紙ニ依リ
マスト、日本式ハ理窟ニ適ツテ誠ニ結構ダ、
日本語ヲ動詞ヲ學ブベキダ、ソコデ奇怪
之ニ依ツテ日本語ヲ學ブベキダ、ソコデ奇怪
ナコトニハ、「アメリカ」人ハソレヲ言ツテ
聽カセレバ分ル、然ルニ日本人ガソレニ反
對スルモノガアル、是ハ誠ニ奇怪ナコトデ
アルト云フコトヲ書イテアリマス、是ハ取
リモ直サズ英語ヲ先ニ習ヒマシテ、「ロー
マ」字ト云フモノハ斯ウ云フモノダト云フ
コトヲ英語デ頭ニ入ツテ居リマス故ニ、今ノ
ヤウナコトガ出來ル、日本ニ於ケル方デモ
其ノ通リデアリマシテ、却テ日本人ノ方デ
杉村君ノ所謂英語一點張リト云フ方ガ、ド
ウモ英語ニアルモノト違ツテ不都合デアル
ト云フコトヲ申スノデアリマスカラ、之ヲ
外務省ヨリ日本語ノ國定式ヲ勧メルト宜イ
ト思ヒマス、其ノ爲ニハ特ニ外務省ニ機關
ヲ御設ケニナツテモ宜シシカト存ジマス、其
ノ點ニ付テ外務大臣ノ御答辯ガ伺ヒタイノ
デアリマス、ソレカラ終リニ臨ミマシテ
「ローマ」字トハ離レマシテ、度量衡ノ教育ヲ普
通教育ノ中ニ御加ヘナサラスカ、勿論是ハ
タモノモ一般教育ノ中ニ入レル必要ガアル
ト思ヒマス、度量衡ノ目的、度量衡ノ變遷、
昔ノヤウニ唯榎目ダトカ、長サダケヲ測ツテ
居ルモノデハナイ、系統ノアルモノデアル、

之ニ依フテ速度ヲ測リ、速度カラ力ヲ測リ、力カラ其ノ根源タル所ノ「エネルギー」ヲ測ルト云フヤウナコトヲ簡単ニ説イテ知ラセル必要ガアルト思ヒマス、此ノ事ニ付テ「ゼームス・ワット」ガ蒸氣ヲ發明致シマシタ時ニ、度量衡ヲ今ノヤウニシテ居ツテハ逆モイケルナイ、ドウシテモ是ハ改良スル必要ガアル、トハ、「ワット」ハ此ノ長サト目方ト云フモノノ關係ヲ明カニシナケレバナラヌ、水ハ世界中何處へ行シテモアリマスカラ、水ノ立方單位ノ目方ヲ目方ノ單位ニスベシ、是ガ「メートル」法ノ始マル前、「メートル」法トハ其ノ時ハ言ヒマセヌ名前ハ決シテ居リマセヌカラ……、度量衡合理化ノ問題ヲ「フランス」ノ議會ニ出シマス七年程前ニ論ジテ居リマス、千七百八十三年ト思ヒマス、千七百九十年ニ初メテ此ノ度量衡整理ト云フ案ガ「フランス」議會ニ出マシタ、ソレ程ニ必要ヲ感ジタモノデアリマス、ソコデ此ノ度量衡議ニナッタヤトル」法竝ニ尺貫法ノ調査委員ノオ骨折ニ依ツテ、長イ間ノ御調査ノ結果、「メートル」法、尺貫法竝用ト云フコトガ御決議ニナッタヤウデアリマス、誠ニ懇當ナル御考ト思ヒマス、而モ此ノ頃ノ相剋摩擦ヲ避ケテ、舉國一致ノ世ノ中ニ於キマシテ徒ニ度量衡如キヲ以テ轟擊シテ居ルト云フコトニ賛成致シマカラヌ、ソコデ竝用ト云フコトニナッタ、私モ尺貫法廢止ト云フヤウナコトモニモ申シマシタガ、竝用ト云フコトニ賛成致シマス、併シナガラ竝用ト云フコト混用ト云フコトヲ混ゼテハイケマセヌ、竝用ハ竝ビ用ヒル、混用ハ之ヲ混ゼコゼニ用ヒルト云フコトデアリマス、竝用ハ例ヘバオ茶モ飲ミ、オ酒モ

飲ム是ガ竝用デアリマスケレドモ、抹茶ト云フヤウ
イスキー」トゴッヂヤ混ゼニ飲ムト云フヤウ
ナコトハ混用デアリマス、是ハ衛生上モイケ
マセヌ、何ヲカ混用ト申シマスレバ、例ヘバ
税關ノ法規ノ中ニ、「メートル」平方ノ中ニ
何匁ノ目方ト云フヤウナコトガアリマス、
此ノ事ハ故斯波男爵モ此ノ壇上カラ御論ジ
ニナリマシタ、ソレカラ「メートル」ニ付
テ何「キログラム」以上ノモノ、ソレニ税金
ハ何ニ依ツテ取ルカト云フト何斤、一斤ニ
對シテ幾ラト云フコトニナッテ居ル、片方
デハ「メートル」法度片方デハ斤デス、斤ト
云フ頗ル不都合ナモノデス、混用モ混用、
大混用デアル、尙私ガ心ヲ寒カラシメマシ
タコトハ、昨年ソノ府中ニ於テ、東京日
日新聞ト帝國飛行協會ガ共同致シマシテ、
飛行機模型ノ全國競技ヲ行ヒマシタ、九州、
北海道ヨリ何レモ精神ヲ滅シ、惡法ナリト
云フヤウナ雑誌等ヲ見タ爲テモアリマセ
タ模様ヲ持ツテ來マシテ飛バシマシタ、其ノ
表ヲ見テ驚キマシタコトハ、所謂「メートル」
法ヲ使ヘバ國民精神ヲ滅シ、惡法ナリト
云フヤウナ寸ガ書イテアル、斯ウ云フコトニ
ナリマスト、若シモ雑型ガ優秀デアッタ、安
定ガ良カツタカラ之ヲ「グライダー」ニ
シヨウ、飛行機ニシヨウト云フ時ニ、又々
換算ガ必要ニナリマス、是ガ所謂混用デア
リマス、然ラバ私ノ言フ併用ハ何レニアル
カト申シマスレバ、是ハ全ク關係ナクシテ、
古典ニ殘ツテ居ルヤウナモノ、現在用ヒナイ
モノハソレナリニ使フベキデアル、例ヘバ
十束ノ劍、千尋ノ海、千尋ノ海ヲ千五百百

ト言ツタヤウナコトガアリマスガ、箱根三十二
「ギロメートル」ト言ツテハ歌ニナリマセ
ス、是ハ何處迄モ箱根八里デ結構デアリマ
ス、今日ハ子供ノ歌ツテ居リマスノニ、神風
ガ「ロンドン」迄行ツタ歌ニハ鵬程一萬五千
「ギロ」、之ヲ何百何十何里ナドト云コト
ヲ言ツテハ歌ニナリマセヌ、鵬程一萬五千
「ギロ」デ、如何ニモ「ロンドン」迄飛ンダヤ
ウナ氣持ガ今ノ若イ者ニハ皆湧イテ居リマ
ス、之ヲサッキノ雑型ノヤウニ、里ニ直セノ
町ニ直セト言ツタラバ是ハ混用ニナリマス、
私ハ併用ハ宜シイ、混用ハ避ケナクテハナ
ラナイ、此ノ事ハ政府ニ於テモ宜シク御調
査ニナツテ混用ヲシナイヤウニ、而シテ何故
混用ガ出來ルカト言ヘバ、度量衡ノ原理ヲ
呑ミ込ンデ居ラヌ故ダト敢テ申シマス、四
五年前ニ私ハ小學教員ノ夏期講習ニ於テ、
度量衡ノ原理ヲ講義致シマシタ、其時ノ教
員諸君ノ度量衡ノ原理ニ對スル知識ノ足ラ
ザルコトヲツクゞ感ジマシタ、仍テ教員
ニ、只今モアリマスケレドモ、モット度量衡ノ
根本ノ意義ヲ教ヘタイ、漢學デ申シマスト
加藤清正ガ秀賴ノ幼稚ナルヲ見テ、之ヲ助
ケナケレバナラヌト感ジマシタノハ、論語
ノ「以て百里ノ命ヲ寄スベシ、以テ六尺ノ
孤ヲ託スベシ、大節ニ臨ンデ奪フベカラズ、
士ト曰「夫ベシ」ト云フヤウナ言葉ガアリマ
スガ、之ヲ見テ感激シタノデアリマス、六
尺ノ孤ヲ云フノハ、今ノ六尺ダト思ツタラ横
綱ノ大キサデアリマス、秀賴ノヤウナ幼少ナ
子供デハアリマセヌ、アノ六尺ノ孤ハ周尺、
周ノ尺デアリマスカラ、只今デ申シマスト
三尺六七寸位デアリマスガ、三尺六七寸ノ
孤ヲ託スベシデハ文ニナリマセヌ、六尺ノ

孤ヲ託スベシハ何處迄モ六尺ノ孤ヲ託スベ

ヲ要スルト存ジマスガ、學會等ニ對シマシ

致シタイト考ヘテ居リマス

リ開會致シマス、議事日程ハ決定次第彙報

シト併用スベシ、混用シテハイケナイ、私ノ言フ併用ト混用トハサウ云フ譯デアリマシテ、若シモ是ガ國民精神ニ關係アルコト

テハ、文部省ニ於キマシテモ常ニ意見ヲ交換致ス機會モゴザイマスシ、接觸ヲ持ツテ居ル譯デゴザイマスカラ、出來ルダケ此ノ經

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 外務省ノ政
府委員カラ答辯ガゴザイマス

ヲ以テ御通知ニ及ビマス、本日ハ是ニテ散會致シマス

ル」法ナドハ廢却スベキコトデアルガ、若シ
モ國民精神ニ關係ガナイト云フナラバ、合
理的ノモノヲ使フベキデアリマス、ドウカ
此ノ度量衡ニ付テハ、政府ニ於テ御調ニナ
リマス時ニ、併用ハ宜シイ、混用ハイケナ
イト云フコトヲ御承知アラムコトヲ希望致
シマス

方ヲ普及致シマスコトニ付テ努力ヲ致シタ
イト考ヘテ居ル次第ゴザイマス、ソレカ
テ地名ニ付キマシテモ、此ノ綴方ニ統一シ
テ、殊ニ二千六百年ノ記念ノ色々ノ祭典、
催シ物ノアル時期迄ニ之ヲ統一シロト云
御希望デアリマスガ、此ノ點へ出來ルダケ
前ノ各問題ト同様努メル考デゴザイマス
ガ、何分ニモ經費其ノ他ノ關係モゴザイマ

○政府委員(松本忠雄君) 田中館博士ノ御
尋ノ中ノ外務省ノ關係ノコトヲ私カラ御答
へ致シマス、外務省デハ從來傳統的ナ一種
ノ「ローマ」字ノ綴方ヲ使ツテ居タノデアリ
マス、其ノ結果時ニ倒面ノ起ルコトガアツタ
ノデアリマシテ、例ヘバ旅券ヲ下附スル場
合ニ外務省ハ外務省ノ傳來ノ「ローマ」字ノ
綴方ヲ用ヒ、旅券ヲ貰フ人ハ自分ハ從來斯

(國務大臣侯爵木戸幸一君登壇) ○國務大臣(侯爵木戸幸一君) 田中館サンノ「ローマ」字ニ關シマスル御質疑ニ御答ヲ致シマス、第一ノ御尋ハ、昨年九月ニ内閣命令ト改シマソテ、各官廳ニ

スカラ、必ズ之ガ實行出來ルヤ否ヤニ付テ
ハ、唯努力ヲスルト申上ゲル程度ニ止メタ
イト存ジマス、ソレカラ國語ノ綴方ヲ小學
生等ニ學バセマスノニ、先づ外國語ヲ習ッテ
後ニシラ文ヘシカラ色々ノ間違アリシノ

ウ云フ使ヒ方ラシテ居ツタカラ、ソレニ依ツテ名前ヲ書イテ吳レト云フヤウナコトガアリマシタ時ニ面倒ガアッタノデアリマスガ、此ノ度是ガ田中館博士ガ仰セニナリマシタ國定ニナシマンニ一吉致ンタノデアリマス

貴族院議事速記錄第四號正誤

ト云フコトニ付キマシテハ、小學校ノヤウニシテ教ヘル ノ數等ニモ、或ハ毎週ノ教科時間等ノ關係 モアリマシテ、小學生ノ負擔能力等ニモ影響 ガアリマスカラ、是ハ尙篤ト研究シテ見タ イト思ヒマスガ、尙此ノ實施ハ困難デハナ イカト考ヘテ居リマス、ソレカラ最後ニ度 量衡ノ原理ヲ小學校教育ニ於テ教ヘテハド ウカト云フ御希望デゴザイマシタガ、此ノ 點ハ初等教育ニ於キマシテ、現在ハ日常使 用シテ居リマス所ノ量ノ觀念ヲ與ヘテ、其 ノ運用ヲ圖ラセルト云フコトガ目的デアリ マシテ、度量衡ノ原理ト云フヤウナ概念的 ナコトヲ理論的ニ教ヘマスト云フコトハ、 是ハ兒童ノ學習能力等カラ考ヘマシテモ相 當困難カト存ジマスノデ、尙十分ニ考慮ア ト云フコトニ付キマシテハ、小學校ノ各學科
一月一日以降ノ外務本省、在外公館、何レ モ此ノ「ローマ」字ヲ正科ノヤウニシテ教ヘル ト云フコトニ付キマシテハ、小學校ノ各學科
據ルベキコトニ定メテ實行致シテ居リマ ス、其ノ結果ハ外國ニ於キマシテモ、必ズ 此ノ國定サレタ式ニ倣ツテ來ルコトデアラ ウト期待ヲ致シテ居リマス、博士ノ仰セニ ナツタヤウナ、之ヲ外國ニ知ラシメテ、外國 ヲモ同ジヤウナ式ニ據ラシムルト云フコト ニ付キマシテハ、御意見ヲ參酌致シマシ テ、更ニ適當ニ考慮研究致シタイト思ヒマ ス、此ノ段御答へ致シマス
○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 本日ハ此ノ 程度ニ於テ延會致シタイト存ジマス、御異 議ゴザイマセヌカ
七三 二 七 會議中 正 頁 段 行 誤 貴族院議事速記録第五號正誤

然普及スルコトモ相當ノ期待ヲ致シテモ宜
イカト存ジテ居ル次第ゴザイマス、ソレ
カラ第二ニハ政府ガ補助ヲ致シテ居リマ
スル學會等ニ對シテ、之ガ使用方ヲ要求ス
ル考ハナイカト云フ御尋ゴザイマシタ
ガ、其ノ點ニ付キマシテモ、何分ニモ綴方
ト云フヤウナ問題デゴザイマスカラ、之ヲ
要求スルトカ何トカ云フコトハ、更ニ考慮

ウカト云フ御希望デゴザイマシタガ、此ノ點ハ初等教育ニ於キマシテ、現在ハ日常使用シテ居リマス所ノ量ノ觀念ヲ與ヘテ、其ノ運用ヲ圖ラセルト云フコトガ目的デアリマシテ、度量衡ノ原理ト云フヤウナ概念的ナコトヲ理論的ニ教ヘマスト云フコトハ、是ハ兒童ノ學習能力等カラ考ヘマシテモ相當困難カト存ジマスノデ、尙十分ニ考慮ヲ

テ、更ニ適當ニ考慮研究致シタイト思ヒマス、此ノ段御答へ致シマス
○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 本日ハ此ノ程度ニ於テ延會致シタイト存ジマス、御異議ゴザイマセヌカ
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

テ、更ニ適當ニ考慮研究致シタイト思ヒマス、此ノ段御答へ致シマス
○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 本日ハ此ノ程度ニ於テ延會致シタイト存ジマス、御異議ゴザイマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

貴族院議事録	完義事東記	第五號正誤
七〇	一	二五
〃	〃	ソレガ
七一	二六	折合ツテ
二	〃	ソレヲ
六	内閣ノナンダ	織合ツテ
事實八	ソレハ	ソレガ
	事例八	内閣ノ仕事ナ